

	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7
	貴社の工場では、小分けした容器に入っているかわかるようなラベル表示をしていますか。表示している場合、具体的に何を表示しているのか教えてください。	MSDSについて、欧州ではより多くの物質を交付の対象としています(日本640物質、EU約8,000物質)。対象物質の範囲についてどのように考えますか。	リスクアセスメントを実施するにあたって、社内には十分な知識を有する人材がいない又は不足していると感じますか。	リスクアセスメントは、外部機関に委託していますか。委託している場合、具体的な機関名(社名)をご教えてください。	貴社ではコントロール・バンディングを導入していますか。又はその予定はありますか。	法定の作業環境測定について、携帯型の個人ばく露測定を認めることや、局所排気装置の要件(制御風速、抑制濃度)を緩和することについてどのように考えますか。	貴社では作業環境測定の結果を労働者に通知していますか。通知している場合、どのように通知していますか。
L社	生産現場や実験室などでは、小分け容器の内容物が判らなくなること防ぐため、内容物の名称(化学物質名、商品名等)を必ず記載するようにしています。内容物に対するMSDS(化学品安全データシート)は、必ず現場や実験室では別途整備しているもので、MSDS等で化学物質の安全性に関する教育を受けている作業員にとっては、内容物自体が何であるかを把握できれば良く、製品の譲渡提供時に貼付するラベル表示は必要ないと考えます。また、実験室内の小分け容器にまで、ラベル表示を貼付することは、作業負担が過大になると考えます。	法律でMSDSの交付を義務付けられている対象物質又はこれを含む化学品については、顧客にMSDSを提供することは当然ですが、当社を始め、多くの国内企業が上記の交付義務対象物質以外の化学品全般について、MSDSを自主的に顧客に提供しており、法律の交付対象物質の範囲を拡大する必要はないと考えます	社内の専門部署があること、また、各生産・技術部署内にも、化学物質の有害性や取り扱い等に精通した人材がいるので、不足しているとは感じておりません。	特に外部機関には委託していません。	コントロール・バンディング自体を積極的に導入している訳ではありませんが、生産や研究・開発部署で新たに化学物質を取り扱う場合は、類似の手法等で事前にアセスメントを実施し、問題ないことを確認しています	要件の緩和要件に関する厚労省案を見ていないので、正確なコメントはできませんが、化学物質の取り扱い形態や場所によって、より柔軟な方向で化学物質管理ができるように法改正して戴くことを要望します。	特殊健康診断結果を労働者に通知することは当然ですが、必ずしも作業環境測定まで通知する必要はないと考えます。作業環境測定結果は管理者が取り扱い実態を把握して、問題があれば、設備対応や労働者に保護具着用を徹底させる等の対策を実施すれば良いと考えます。
M社	小分けした容器には、最低、化学物質の名称がわかるようにラベル表示をするように指導しています。表示されているラベルには、化学物質の名称のほか必要に応じ、小分けした日付、責任者名、容量等が記載されています。統一したルールは制定していません。	対象物質の範囲を広げることは、取り扱い化学物質について作業員により多くの情報を提供できると良いと考えます。	リスクアセスメントを導入し、実施していますが、社内には、行動災害のリスクアセスメントに対して知識を有する人材は十分ですが、化学物質のリスクアセスメントについては必ずしも十分というわけではありません。	外部機関への委託はしていません。	コントロール・バンディングは、導入していません。現在、導入予定はありません。	携帯型の個人ばく露測定を認めることについて、労働者保護の観点から個々のばく露状況が把握できること、また各局所排気装置の有効性をより正確に確認できることから賛成します。局所排気装置の要件(制御風速、抑制濃度)を緩和については、数値にもよりますが、安全性を確保できる範囲であれば賛成します。	作業環境測定結果は、従業員に通知しています。具体的には、安全衛生委員会(毎月度開催)での報告、社内データベース等での公開があります。
N社	原材料名を記載している。研究部門ではGHSラベルをそのまま添付している。	物質を対象とするのではなく、Criteriaで議論すべきだと思います。MSDSの本分は、中に何が入っているのかよりも、どのような危険有害性があるかが焦点だと思います。	不足していると感じる。	委託していない。	導入していない。また、予定もなし。	局所排気装置の要件緩和はすべきではない。	工場部門では通知している。安全衛生委員会や、誰でも閲覧が出来るサーバーにアップしている。研究部門では測定を行っていない。
O社	小分け作業はない。石油缶そのまま。	今後徐々に増える傾向とは思いますが、法令どおり対処していきます。	十分な知識を有している人はいません。不足とは感じていません。	委託していません。	予定はありません。	作業環境が良くなる方向であれば問題ないと考えます。	安全衛生委員会を通じて周知しています。

	問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7
	貴社の工場では、小分けした容器に何が入っているかわかるようなラベル表示をしていますか。表示している場合、具体的に何を表示しているのかご教えてください。	MSDSについて、欧州ではより多くの物質を交付の対象としています(日本640物質、EU約8,000物質)。対象物質の範囲についてどのように考えますか。	リスクアセスメントを実施するにあたって、社内には十分な知識を有する人材がいらない又は不足していると感じますか。	リスクアセスメントは、外部機関に委託していますか。委託している場合、具体的な機関名(社名)をご教えてください。	貴社ではコントロール・バンディングを導入していますか、又はその予定はありますか。	法定の作業環境測定について、携帯型の個人ばく露測定を認めることや、局所排気装置の要件(制御風速、抑制濃度)を緩和することについてどのように考えますか。	貴社では作業環境測定の結果を労働者に通知していますか。通知している場合、どのように通知していますか。
P社	表示は一部の事業所で実施しています。(粉類・液体類等の扱いが少ない事業所は表示していません。)表示している物は、溶剤類が多い。表示の際は、ラベルを貼ったリマジックでの記入が多く、馴染みのある名前(商品名だったり、化学物質名の場合もあります)を記載しています。	海外に関連した問合せも多くなってきたので、可能ならば統一されることを希望します。	各事業所のISO14001システムでマテリアルアセスメントを実施(材料等のMSDSや化学物質情報を入手し、取扱い時の危険性等を確認する内容)しています。上記で対応することでの人材不足は感じておりません。	外部委託はしていません。	コントロール・バンディングの知見がなく予定はありません。	労働者の安全・健康が阻害されない前提ならば、その方向でも良いのではと思いますが、その際には合理的な理由が求められると思います。	各事業所とも、作業環境測定の結果は、安全衛生委員会や職場ミーティング等で報告しております。また、関連職場に掲示している事業所も一部あります。
Q社	物質名、もしくは製品名のみ表示。	日本での対象物質程度が妥当と思われる。EUは対象が多すぎる感がある。	人材不足を感じる。	委託していない。	導入していない。導入予定もなし。	基本的に緩和することに反対するつもりはないが、数値次第である。	各職場への回覧、掲示により通知している。
R社	物質名をラベル表示。	範囲を広げる必要がある。	感じていない。	委託していない。	導入していない。予定なし。	携帯型の個人ばく露測定はOK。局所排気装置の要件緩和は数値によるが基本的にNG。	安全衛生委員会の場で通知。